

## 〈特集〉

協働・連携による特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システムの推進に向けて

### (1) 調査研究から

#### 入院児童生徒等の学習状況調査と支援体制の整備 ～切れ目のない教育や学習の充実を目指して～（一年次）

#### 1 はじめに

近年、医療の進歩等により病気の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、長期にわたり又は継続的に入院する児童生徒等（以下「入院児童生徒等」という。）の教育保障は大きな課題となっています。平成25年5月の改正児童福祉法に係る参議院附帯決議においては、「長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保や精神的ケア及び就労支援の一層の充実など、社会参加のための施策に係る措置を早急かつ確実に講じること。」（一部抜粋）と示されました。

この附帯決議等を受け、文部科学省は今年度「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」を実施しています。福島県教育委員会は、この事業の委託を受け、「入院児童生徒等への学習支援体制整備事業」を行っています。

本調査研究は、福島県教育委員会の事業との関連を図りながら、学習支援体制の充実を目指すことを目的として、入院児童生徒等の学習状況及び支援状況の調査検討に取り組みます。

#### 2 病気の子どもと教育

病気の子どもは、身体の状態や治療、学習や生活等に対して様々な不安があります。また、病状や治療による活動等の制限からのストレスもあります。このような中、適切な学習機会の確保と学習内容の充実は、教育保障として不可欠であるとともに、病気の子どもにとって大きな心の支えとなります。

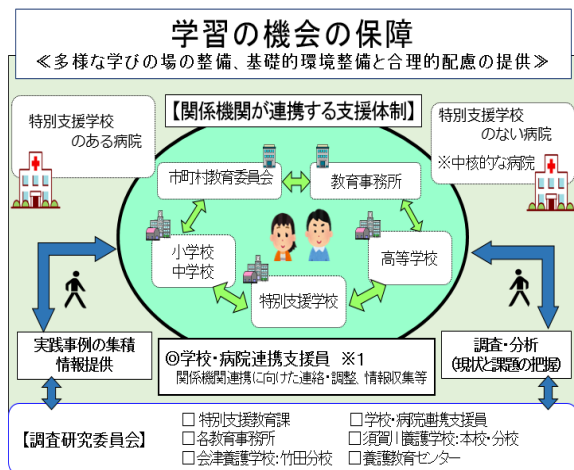
病気の子どもに対する教育の意義について、平成6年12月に文部省から出された「病気療養児の教育について（審議のまとめ）」には、以下の記述があります。

#### 病気療養児の教育の意義

病気療養児は、長期、短期、頻回の入院等による学習空白によって、学習の遅れが生じたり、回復後においては学業不振になることも多く、病気療養児に対する教育は、このような学習の遅れなどを補完し、学力を補償する上で、もとより重要な意義を有するものであるが、その他に、一般に次のような点についての意義があると考えられていることに留意する必要がある。

- (1) 積極性・自主性・社会性の涵養
- (2) 心理的安定への寄与
- (3) 病気に対する自己管理能力
- (4) 治療上の効果等

（一部抜粋）



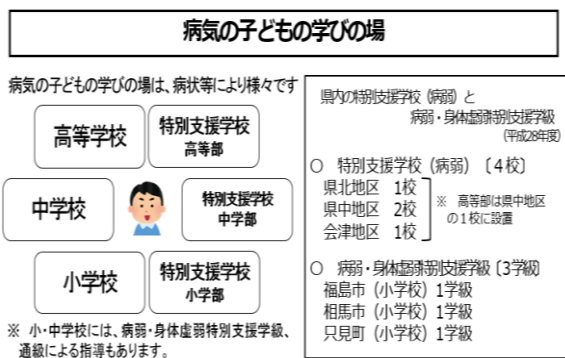
※1 学校・病院連携支援員：「入院児童生徒等の学習支援体制整備事業」により養護教育センターに配置されている。各教育事務所指導主事と連携を図りながら、各市町村教育委員会や医療機関、入院児童生徒が在籍する小・中学校等への情報提供や指導・助言、関係機関との連絡・調整、情報収集等を行う。

### 3 多様な学びの場

入院児童生徒等の病気の子どもの学びの場は様々です。小・中学校、高等学校等で多くの病気の子子どもが学んでいます。また、一人一人の病状や治療等に応じて、小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級や通級による指導、病弱者を対象とする特別支援学校（以下「特別支援学校（病弱）」という。）等の学びの場があります。

病弱・身体虚弱特別支援学級、特別支援学校（病弱）では、各教科等の学習とともに、身体面や心理面の健康維持や改善等を図る学習を一人一人に応じて行っています。

福島県の特別支援学校（病弱）には、それぞれ関係する病院があります。各病院に治療のために入院した小・中学校に在籍する児童生徒は、特別支援学校（病弱）に転学する場合としない場合があります。転学の決定は、児童生徒と保護者の希望、入院期間等をふまえて行われます。入院により特別支援学校（病弱）に転学した場合、原則として退院後は前籍校である小・中学校に転学（復学）しています。



### 4 県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校（病弱）の取組

#### (1) 入院児童生徒等への取組

##### ① 学習指導

小・中学校、高等学校では、学習プリントを配付したり、在籍校の教員が病院等を訪問し学習指導を行ったりする取組がありますが、実施状況は各学校で異なります。入院児童生徒等の病状や学校の状況等に応じた取組となっています。

特別支援学校（病弱）では、入院児童生徒等の病状等をふまえ、教室での授業や病室での授業を行っています。

##### ② 学習支援

小・中学校、高等学校では、授業の進捗を伝えたり、学習内容を確認できる資料等を渡したりする取組があります。これらの取組も学習指導と同様に入院児童生徒等の病状や学校の状況等に応じて行われています。

特別支援学校（病弱）では、小・中学校、高等学校に在籍する入院中の児童生徒に対し、在籍校からの依頼を受けて学習支援を行う取組があります。

##### ③ ICT（情報通信技術）の活用

入院児童生徒等は、病状や治療により活動や移動に制限がある場合があります。そのため、学習を進めるにあたり体験的に学んだり、友達と意見交換をしたりするという活動を十分に行えないことがあります。このような中、ICTは、学習時の活動の幅を広げる手段の一つとなります。授業等の録画・共有、web会議システムの活用、タブレットPCのアプリケーションの活用等がなされており、学習の充実につながるとともに、入院児童生徒等の学ぶ意欲を高める取組となっています。

高等学校、特別支援学校高等部においては、平成 27 年 4 月に学校教育法施行規則の改正等より、メディアを利用して行う授業等の遠隔教育の制度化が行われました。この制度の主な内容は以下のとおりです。

- メディアを利用して行う授業（同時双方向型※<sup>2</sup>）の制度化【全ての高等学校・特別支援学校高等部】
- オンデマンド型※<sup>3</sup>教育の特例の創設【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】
- 訪問教育における遠隔教育の導入【特別支援学校高等部のみ】

福島県内でこの制度を利用した取組はまだありませんが、今後、必要に応じて制度の利用検討も進むと考えます。



web会議システムのイメージ

#### ④ 心理的なサポート

適切な学習機会の確保と学習内容の充実は、入院児童生徒等の心の支えになるものですが、これらの土台となっているのは、入院児童生徒等と教員間の関係づくりです。入院児童生徒等の心情は、病状や治療により変化します。その時々のお思いや願いを丁寧に確認し、寄り添いながら指導や支援を進める取組が多く行われています。

また、入院中や自宅療養中には、クラスメイト等、他の児童生徒との活動機会が少なくなることもありま

す。入院児童生徒等にとって他の児童生徒とのつながりは、不安を軽減するとともに、健康回復への意欲を高めるものとなります。各学校では、入院児童生徒等と他の児童生徒とをつなぐ交流活動等も行われています。ただし、交流活動等の実施は、病状等により本人が希望しない場合もあるので、入院児童生徒等の意向確認を十分に行った上で進められています。

#### (2) 保護者への取組

保護者への取組では、保護者の意向を確認しながらの情報交換や相談支援が行われています。保護者から入院児童生徒等の様子を聞くこと、保護者へ学校の対応等を伝えることなどの情報交換は、入院児童生徒等への取組の充実につながっています。また、保護者は、入院児童生徒等と同様に大きな不安とストレスがあります。気持ちに寄り添いながら一緒に対応等を検討する相談支援は、保護者にとって大きなサポートとなっています。

#### (3) 関係機関への取組

##### ① 医療機関との連携

病状や治療に応じた対応が求められる入院児童生徒等への取組において、医療機関との情報交換と協働は不可欠です。

---

※<sup>2</sup> 同時双方向型：学校から離れた空間へインターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※<sup>3</sup> オンデマンド型：別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式

医療機関とは、必要に応じてケース会議やカンファレンスを実施しています（医療機関が中心となって開催の場合には、カンファレンスという名称となります）。このケース会議やカンファレンスは、関係機関での治療や配慮事項、必要な支援等についての共通理解を図るためのものです。参加者は状況に応じて異なりますが、児童生徒、保護者、主治医、看護師、医療ソーシャルワーカー、校長や教頭、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等です。また、医療機関と学校の担当者間での情報交換が行われるとともに、特別支援学校（病弱）では、定期的な連絡会等も実施しています。

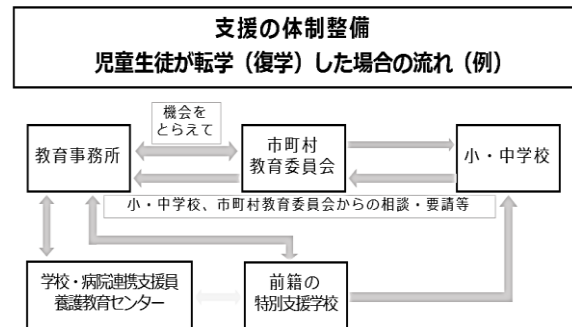
## ② 学校間の連携

小・中学校と特別支援学校（病弱）間の転学の際には、保護者の了解を得た上でケース会議や学校間での情報交換を行っています。入院児童生徒等の様子や学習状況等についての情報交換は、学習の充実において重要になります。また、特別支援学校（病弱）では、退院後に小・中学校へ転学した児童生徒と転学先の学校を支援する取組として、転学1か月後にアンケートを実施しています。このアンケートは、児童生徒の状況等について転学先の学校に記入を依頼するものです。転学先の学校から要望があれば、必要に応じてケース会議等を開催し、配慮事項の確認やよりよい支援の検討が行われます。さらに、特別支援学校（病弱）のセンター的機能の一つとして、入院児童生徒等への取組についての情報提供や相談支援を小・中学校、高等学校に対して行っています。

## ③ 市町村教育委員会や教育事務所等との連携

各学校の取組を支えるためには、

関係機関が連携し、対応することが大切になります。小・中学校、高等学校、特別支援学校（病弱）、市町村教育委員会、教育事務所、学校・病院連携支援員、養護教育センター等が入院児童生徒等の状況を把握し、必要に応じて必要な支援を行えるように連絡体制を整えています。



## 5 おわりに

全国特別支援学校病弱教育校長会・国立特別支援教育総合研究所が作成した「病気の子どもの理解のために」には、次の言葉があります。「病気のときでも教育はできます 病気のときだからこそ行うべき教育があります 病気になったから受けられる教育があります」

学習支援体制の整備は、入院児童生徒等の教育を受ける権利を保障し、学習の遅れを防ぐことから不可欠です。日々成長する子どもたちが切れ目のない教育を受けることができるように、入院児童生徒等の学習の充実を目指し、次年度も各学校や関係機関の協力をいただきながら本調査研究を進めたいと考えております。